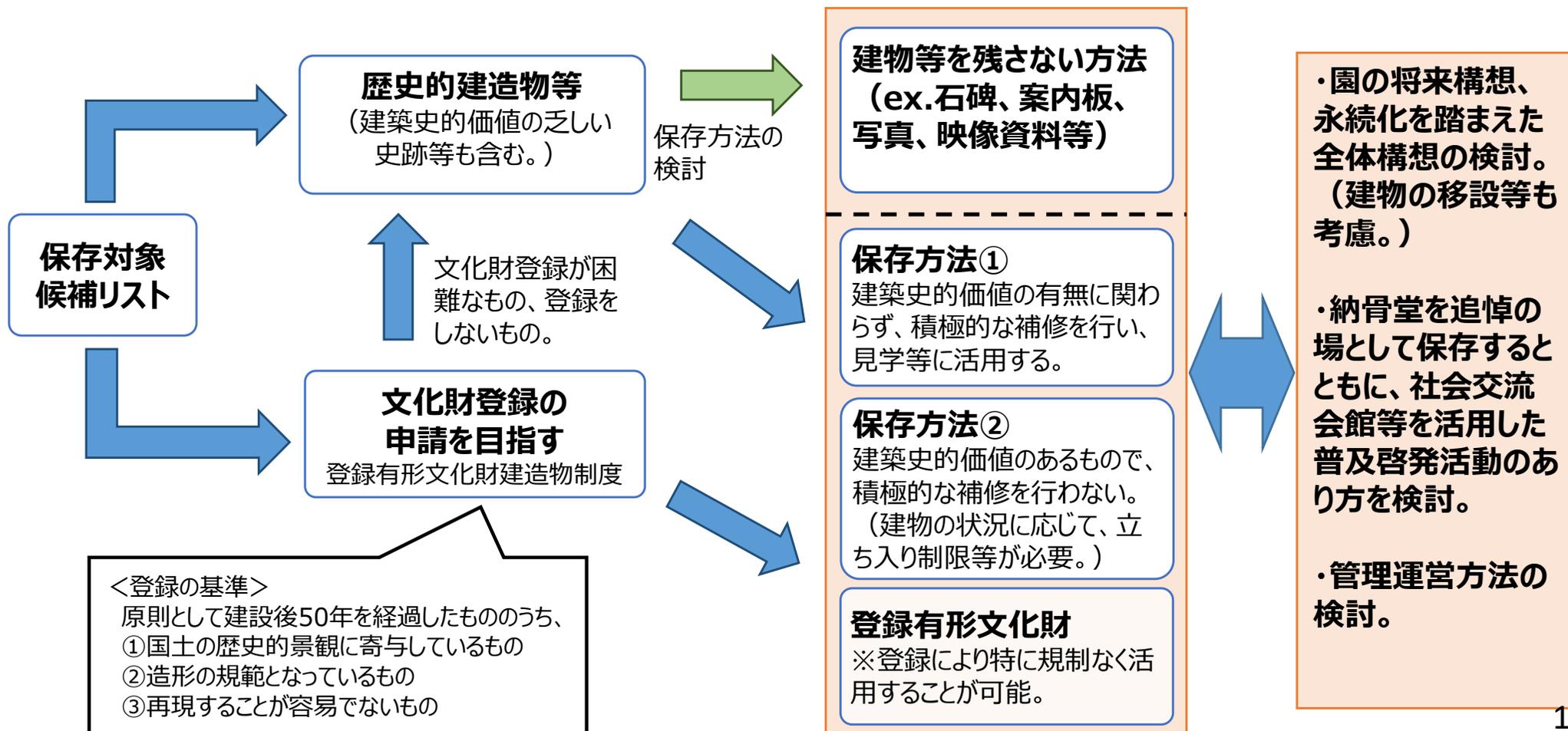


歴史的建造物等の保存に関する考え方の再整理

- 歴史的建造物の保存は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条に基づくものであり、これまでは、保存対象候補となる施設について緊急補修を行ってきた。
- 本格的な保存を検討するにあたっては、対象により、建築史的価値のあるもの、乏しいものがあり、すべてを画一的に取り扱うことは困難。(ex.保存方法によって、建築史的価値を失ってしまう可能性もある。)
- 保存対象候補の建造物のうち、いくつかが文化財登録されるものも出てきている。(一つの保存形態といえる。)
- 保存に関し、当事者の意見を踏まえながら、建造物の保存目的や活用方法等を考慮した適切な保存方法を決定していく必要がある。



歴史的建造物等の保存にかかる今後の流れ

